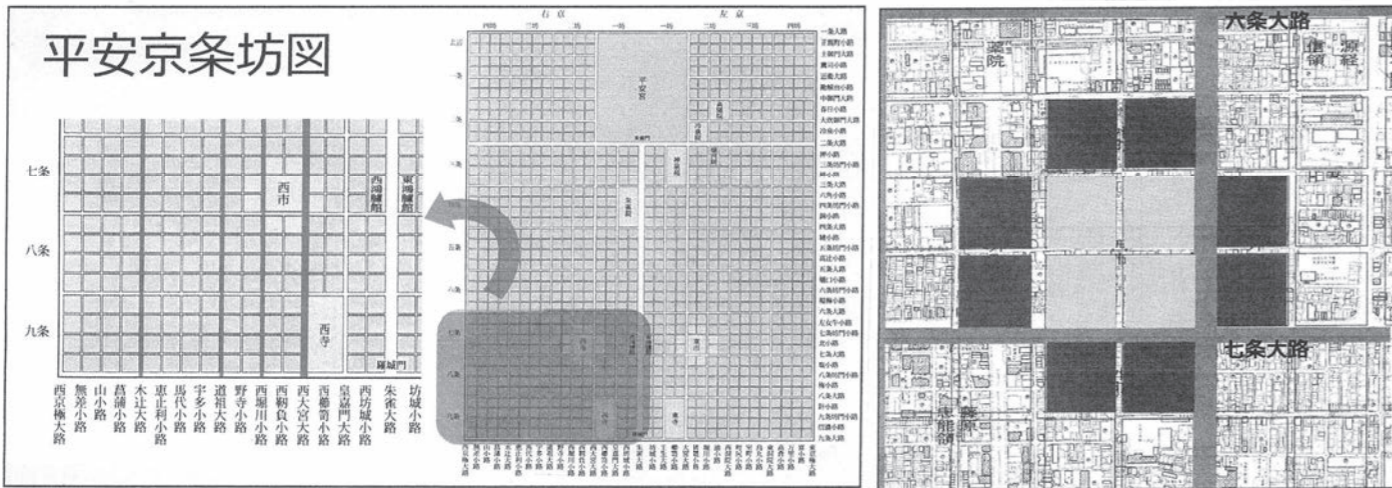


平安前期の出土文字資料 - 西市周辺の木簡 -

(公財)京都市埋蔵文化財研究所 竹本 晃

1. 平安京の西市の場所



2. 古代の市の歴史と概要

市とは？

■物を買うところ。銭貨鑄造以前は、物々交換。

都城制以前：海石榴市、軽市、会賀市など。

都城制以後：藤原京の市、平城京の東西市、難波市、地方の国府市など。

■物の売買の以外の機能

公開処刑場

処刑の場としての市

- 崇仏排仏論争の一幕 (『日本書紀』敏達14年3月丙戌条)
 

「尼等の三衣を奪ひ禁錮へて、海石榴市の亭に楚撻ちき」
- 律令にも規定がある (関市令7決大辟条)
 

「凡そ大辟罪決せば、皆市に於いてせよ。五位以上及び皇親、犯せること悪逆以上に非ずは、家に自尽するを聽す(後略)」
- 平安前期の事例がある
 

「庚辰、殺人に従ひし当麻旅子の女を、西市に於いて決杖六十す」 (『類聚国史』卷第87、淳和天皇天長8年(831)12月庚辰条)

市に関する規定

関市令11 市恒条	・凡そ市は、恒に午の時を以て集まれ。日入の前に、鼓三度撃ちて散れ。度毎に各九下。
関市令12 毎肆立標条	・凡そ市は、肆(いちくら)毎に標を立て、行名を懸せ。市司は、貨物の時価に准じて三等とし、十日に一たび簿と為せ。市に在りて案記し、季別に各本司に申せ。
関市令13 官私交関条	・凡そ官と私と交関せむは、物を以て価と為すは、中の估価に准ぜよ。即ち懸(そら)に贖物評(はか)らむもまた、かくの如し。
関市令14 官私権衡条	・凡そ官私の権衡度量は、毎年二月、大蔵省に詣てて平校せよ。京に在らざれば、所在の国司に詣て、平校せよ。然る後に用ひること聽す。
関市令17 出売条	・凡そ出し売るは、行濫(欠陥品や規定外の物)すること勿れ。其れ横刀・槍・鞍・漆器の属は、各造りし者の姓名を題し鑿(うが)たせよ。
関市令18 在市条	・凡そ市に在りて興販せば、男女は別に坐せ。

東西市の管轄

右京職	左京職
西市司	東市司

職員令67 東市司条 西市司は此に准ず。

- ・正1人 財貨の交易・器物の真偽・度量の軽重・売買の估価・非違の禁察
- ・佑1人
- ・令史1人
- ・価長五人、物部廿人、使部十人、直丁一人

3. 平安前期の西市

遷都直前に整備開始

「七月辛未朔、東西市を新京に遷す。且は塵舎を造り、市人を選す」(『日本後紀』逸文延暦13年(794)7月辛未朔条〔『日本紀略』])

外町は？

「丙寅、太政官処分すらく、西市の東北角の空閑地、方十五丈を以て、右坊城の出挙銭所と為す」(『続日本後紀』承和8年(841)2月丙寅条)

西市周辺の木簡出土地点

- ① 4点
- ② 31点+a
- ③ 97点
- ④ 1点
- ⑤ 4点
- ⑥ 60点

※市内からは出土していない。

① 1977年の調査(右京七条二坊十二町)

- 西市の西側外町の南側
- 現在の西大路七条の交差点
- 井戸SE20(平安前期)から木簡4点出土。
  - 「承和」銘の木簡
- 計53枚の皇朝銭も出土。

承和昌宝・承和2年(835)



① 1977年の調査

② 1983年の調査(右京八条二坊二町①)

- 西市南外町の南
- 現在の七条小学校校舎
- 池状遺構SX9堆積土(平安前期)から木簡31点以上出土。
  - 「十六年」銘木簡
- 造営当初の南北方向の堤(東三行・四行間)
  - 基底部幅3.7m、高さ70cm。路面状。

- 新鴨田長大豆五斗
- 領小麦五斗
- 麦
- 米五斗
- 春米山五斗
- 小麦五斗
- 大豆
- 新井海野大豆五斗
- 五斗廣

② 1983年の調査

とところが、簡は付札ではなく荷札では木

大豆・小麦・米などの穀物のものを中心 → 物資の集積場が近くにあったと考えられている。

十六年小麦五斗 [斗カ]

廣万呂

納麦五斗

(表) 小麦五斗「家者」

(裏) 十六年九月廿日

(表) 余

(裏) 小麦五

坂上人嶋家

阿波豆五斗

小

斗

連

西

麦

大

(裏) 当別当。

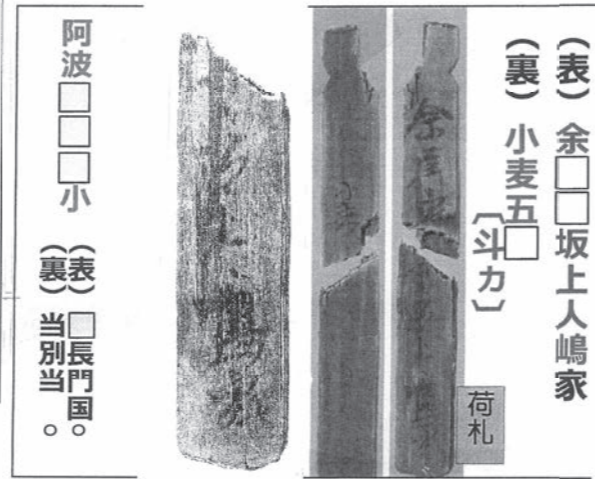
(表) 長門国。



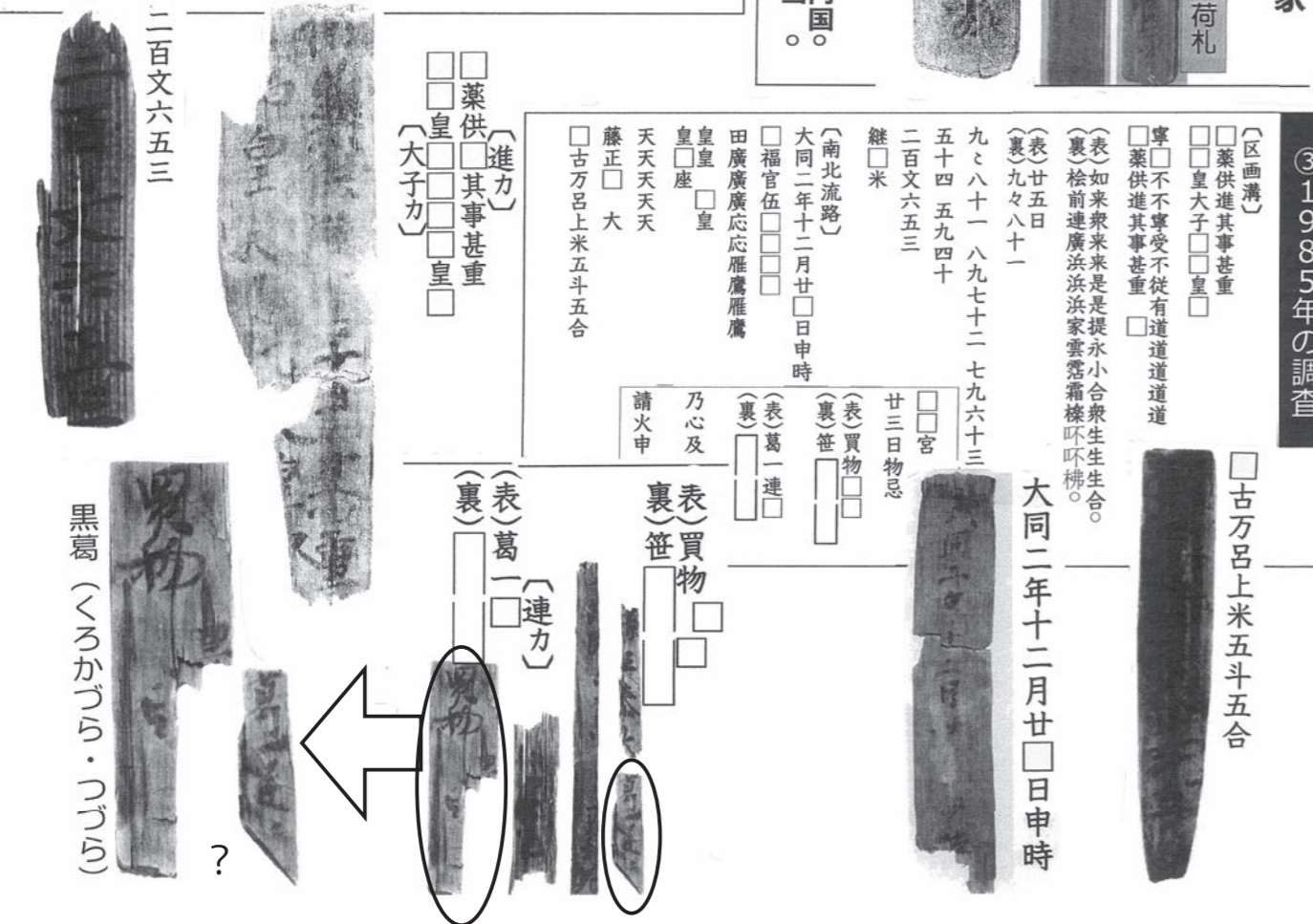
② 1983年の調査

③ 1985年の調査 (右京八条二坊二町②)

- 西市南外町の南
- 七条小学校の給食室改築
- 木簡全97点 (うち削68点) ※付札少。
  - 流路 (路面直下) 13点、削屑 5点
  - 区画溝下層 15点、削屑 63点
  - 西靱負小路西側溝 1点
- 西靱負小路造成以前は流路。
- 大同2年銘、「買物」「葛一連」など、西市との関連が指摘されている。

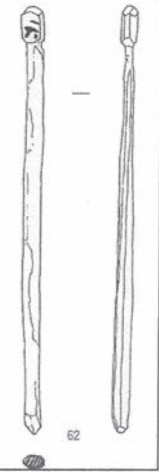


③ 1985年の調査



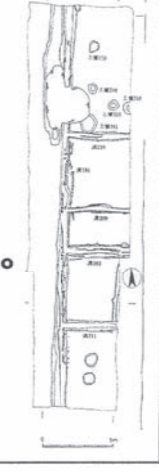
④ 1987年の調査 (右京八条二坊二町・立会)

- 西市南外町の南側
- ②の池状遺構SX9の続き
- 木簡1点
  - 六 [題籤軸] 全長16.9cm



⑤ 1987年の調査 (右京八条二坊八町) 外町

- 西市の南側外町
- 八町の北寄り東西中央付近
- 湿地の堆積層から木簡4点が出土。
  - 東西の区画溝成立以前
- 「十四年」銘木簡



⑤ 1987年の外町の調査

油一升御明料

油の入った入れ物に、木簡が付けられていて、この油一升は、御明かり料として用いるもの、と用途が示されている。市に置かれていないような内容の木簡ではない。



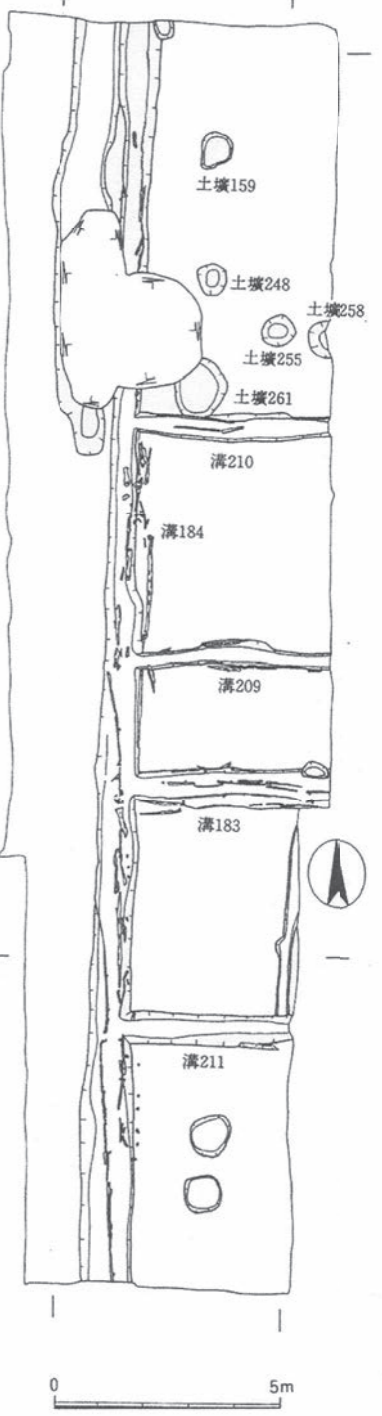
延暦 嘉祥 元慶 仁和 寛平 昌泰

大同 弘仁 天長 承和

貞観

(表) 坂上殿 (東力) 收

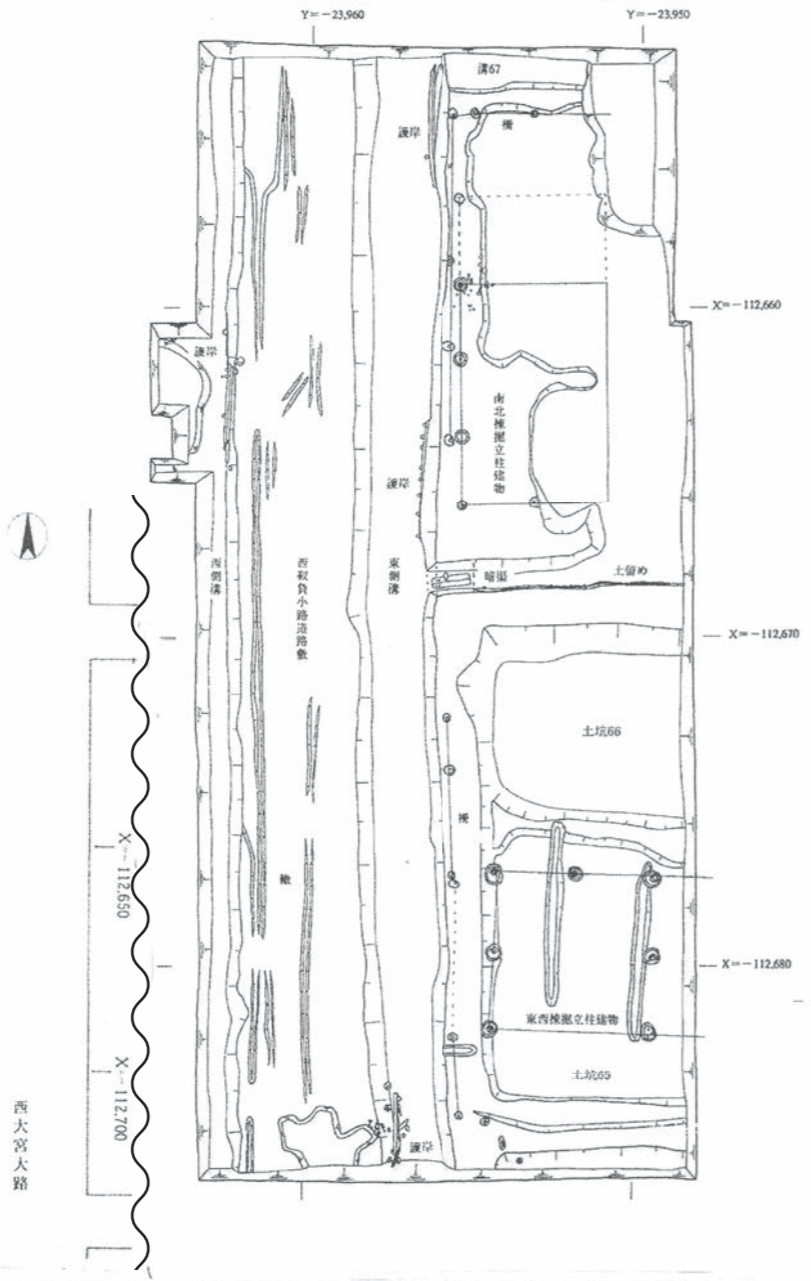
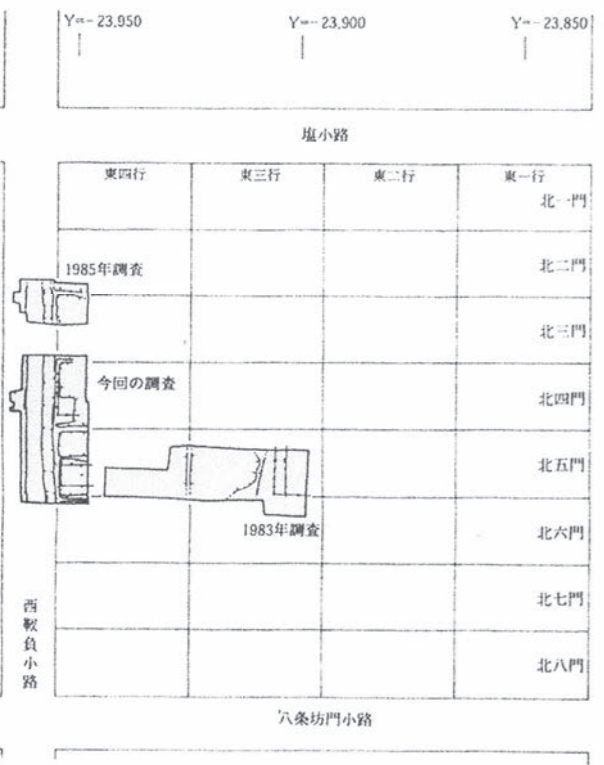
(裏) 十四年



⑥ 1993年の調査

⑥ 1993年の調査  
(右京八条二坊二町)

- 西市の南外町の南
  - 1983年度調査の南延長。
- 西靱負小路とその側溝および同小路直下の南北流路。
- 東側の宅地区画造成状況(門界毎に高まり)。
- 積土層や南北流路などから60点の木簡が出土。その他出土遺物も多様。



(表) 納物式種 紙廿三帖 庸布一端 裏料  
(裏) 延暦廿四年五月十九日 記秋穂

〔土坑〕

□ 白米五斗日  
千小麦五斗

〔積土層〕

※斛を斗に書き直したか。

〔南北流路〕  
正月二日白米四□五升

〔御力〕  
□

まとめと新たにわかったこと

- 全体的に市関係の木簡とは決めがたい。
  - ①の西側外町の承和銭の木簡くらいか。
- 税の荷札があるので、荷物の集積場でもない。

**注目** 外町のさらに外側の②池状遺構SX9と外町の⑤堆積層で、坂上家からの進上物に関する共通の木簡が出ていること。

②と⑤の地において、造成に関わっていた貴族の家政機関orその出先があった可能性。各国の調邸説もあるが、多様な荷札木簡をみる限り、考えにくい。

⑥ 1993年の調査

〔南北流路〕

(表) 買進上米老斛伍斗直銭老貫肆伍拾文  
(裏) □ 浜私買附上鶏一隻直銭京上報□ 七月

(表) 米1斛5斗を買って進上するために  
銭1貫450文がある。

(裏) □ 浜さんが自分で買付けた質の高  
い鶏1羽にかかった銭は...

阿知魚膳

〔第七層宅地上面の包含層〕

(表) 謹解 申請借銭事

(裏) □ □ □ □ □  
(十九年三カ)

